

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第 1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第 2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第 3 受託者は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、兵庫県に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第 7 受託者は、この契約による事務を処理するために兵庫県から引き渡された個人情報が記録された資料等を兵庫県の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第 8 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受託者の(又は「兵庫県の」)執務室内において行うものとし〔又は「契約書において定めた場所で行うものとし」〕、兵庫県が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第 9 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第 10 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、兵庫県に書面で報告しなければならない。

2 受託者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、兵庫県に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 11 受託者は委託事務の一部を第三者(受託者の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県に提出し、兵庫県の書面による承認を得た場合は、受託者は、兵庫県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより兵庫県が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。

3 受託者は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)に

は、兵庫県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、兵庫県の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、兵庫県の承認を受けなければならない。

5 受託者は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、兵庫県に対し全ての責任を負うものとする。

6 受託者は、再委託先に対して本契約業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、兵庫県の求めに応じて、管理・監督の状況を兵庫県に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 受託者は、この契約による事務を処理するために、兵庫県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに兵庫県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、兵庫県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 兵庫県は、受託者及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 兵庫県は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受託者に求めること及び当該取扱いについて受託者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受託者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受託者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに兵庫県に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、兵庫県の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、兵庫県その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 兵庫県は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 兵庫県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、兵庫県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 兵庫県は、受託者が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、受託者に対して損害の賠償を求めることができる。